

# 広島みなと振興会 規約

広島みなと振興会

# 広島みなと振興会規約

(名称)

**第1条** この会は、「広島みなと振興会」と称する。

(目的)

**第2条** この会は、関係官庁及び諸団体と連携して広島港及びその周辺地域における外国貿易の増進に関わる事業等を行い、広島港の国際化発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第3条** この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)広島地区及び周辺地域における貿易貨物等の広島港利用促進事業。
- (2)コンテナ貨物の取扱いに係わるCY、CFS運営の円滑化に関する事業。
- (3)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

**第4条** この会の会員は貿易・港湾関係業者及び関係機関の代表のうち、本会の目的に賛同する者で構成する。

2. 新たに会員になることを希望する者は、会員の紹介がなければならない。

(役員)

**第5条** この会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

(役員職務)

**第6条** 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 監事は収支及び財産を監査する。

(役員選出)

**第7条** 理事は、会員のうちから総会において選出し、会長及び副会長は理事の互選とする。

2. 監事は、会長が会員のうちから推薦し、総会において承認された者とする。

(役員任期)

**第8条** 役員任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

2. 役員が任期中に交替した場合、総会・理事会は招集せず書面採決とし任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

**第9条** この会に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

(総会)

**第10条** この会の定時総会は年度終了後2ヶ月以内に招集し、この会の重要な基本事項を決定する。必要がある場合は、臨時総会を招集することができる。

2. 総会の招集は、会長が行なう。

3. 総会は、会員3分の2以上の出席者により成立し、出席者の過半数をもって決議する。ただし、規約の変更及びこの会の解散に関する事項は、総会出席者の4分の3以上をもって決議する。

(理事会)

**第11条** 理事会は定期的に会長が招集し、この会の重要な事項を審議し執行を決定する。

(部会)

**第12条** この会に各事業の適切な実施を図るために次の部会を置く。各部会は、理事会の決定を受けてそれぞれ関係する事項を協議し執行する。

(1)企画・総務部会 各部会の活動支援、企画、調整。業界団体、関係官庁との連絡調整。

(2)施設部会 広島港における港湾関係諸施設の充実、利用等に関する事業、その他。

(3)コンテナ部会 広島港におけるコンテナ貨物取扱いに係わる諸施設の円滑・効率的な運営を図るための事業、その他。

(4)船舶部会 広島港における船舶航行に係わる事業、その他。

2. 会員は、その業務内容により、各部会に所属することができる。

3. 各部会の部会長は、理事会が選任する。

(事務局)

**第13条** この会は、事務局を本会の会長会社に置く。但し、船舶部会の事務局は別に船舶部会長会社に置く。

2. 広島みなと振興会事務局は、会長の指示を受けて会務の調整ならびに会計事務を行う。船舶部会事務局は、部会長の指示を受けて会務の調整を行う。

(会費)

**第14条** この会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
2. この会の運営経費は、前項の会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費年度)

**第15条** この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

**第16条** この規約に定めるものの他に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は平成12年4月1日から施行する。

沿 革 平成12年4月 1日 制 定  
平成15年4月 1日 改 定  
平成21年5月26日 改 定  
平成24年5月30日 改 定  
平成29年5月24日 改 定